

## 「〇〇ペイで返金」注意

〇〇ペイなど、コード決済サービスを悪用して金銭をだまし取る手口の相談が全国の消費者センターに多く寄せられています。

▼スマホで絶版本を検索し、安価で販売しているサイトがあり注文した。支払いはコンビニから電子マネーで支払った。2日後「欠品している。返金は〇〇ペイで行う」とのことだったので、業者の指示に従い返金コード「50000」を入力して手続きすると、逆にこちらから5万円の送金となってしまった。その後業者とは連絡が取れない。(50代・男性)

▼ブランド物のバックが安くなっているサイトを見つけ注文をした。支払いは銀行振り込みしか選択できず、後から指定された個人口座に振り込んだ。すぐに業者から「在庫がないので返金する。無料通話アプリに登録し、決済アプリを使って返金する」とメールが届いた。直接銀行口座に返金してほしいと申し出たができないと言われた。(40代・女性)

ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「欠品のためコード決済アプリを使って返金する」などと言われ返金手続きを誘導されているうちに、いつの間にか「送金」してしまったというトラブルが目立ちます。販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。

ネット通販で、販売業者の名称、住所地、電話番号が明確に記載されていない、市場では希少なものが入手可能となっている、ブランドやメーカー品で価格が通常より安い、支払い方法が銀行振り込みや電子マネーに限定されている、返品、返金ルールが記載されていないなどは詐欺サイトの恐れがあります。おかしいと思ったら、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。